

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、地方消費税の税率について引き上げを行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 地方消費税の税率を次のとおり引き上げることとします。(第38条の17関係)

ア 平成26年4月1日から消費税額の63分の17（消費税8%のうち1.7%分）

イ 平成27年10月1日から消費税額の78分の22（消費税10%のうち2.2%分）

(2) その他

ア この条例は平成26年4月1日から施行することとします。ただし、(1)イは平成27年10月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

地方消費税の制度の概要について

1. 納税義務者

国内で行われる資産の譲渡、役務の提供等を行った事業者（譲渡割）および外国貨物を引き取る者（貨物割）

※ 消費税と併せて税務署または税関に申告納税され、地方消費税分が、国から県に払い込まれる。

2. 税額決定の基礎となる価額 消費税額

3. 税率

	現 行	H26. 4. 1～	H27. 10. 1～
地方消費税	100 分の 25	63 分の 17	78 分の 22
(消費税率換算)	1 %	1. 7 %	2. 2 %
(消費税 (国税))	4 %	6. 3 %	7. 8 %
(国・地方計)	5 %	8 %	10 %

4. 地方消費税の使途

引上げ分：社会保障財源（社会福祉、社会保険および保健衛生に関する経費）

5. 清算

国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算

【清算指標】

- ・小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合算額 [配分の割合 6/8]
- ・人口 [配分の割合 1/8]
- ・従業者数 [配分の割合 1/8]

6. 市町交付金

現行分： 税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数で按分。
[配分の割合 各 1/2]

引上げ分：税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口で按分

7. 影響額

275億円の增收

（※ 2.2%時の清算後。2分の1は市町に交付）

滋賀県税条例新旧対照表 (第1条による改正)

旧	新
(地方消費税の税率)	(地方消費税の税率)
第38条の17 地方消費税の税率は、 <u>100分の25</u> とする。	第38条の17 地方消費税の税率は、 <u>63分の17</u> とする。
付 則	付 則
(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)	(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)
第22条 (略)	第22条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） <u>第20条第3項または第5項</u> の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法 <u>第20条第3項または第5項</u> の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。	4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） <u>第20条第2項</u> の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法 <u>第20条第2項</u> の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 (略)

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域

(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 (略)

5・6 (略)

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 (略)

滋賀県税条例新旧対照表 (第2条による改正)

旧	新
(地方消費税の税率)	(地方消費税の税率)
第38条の17 地方消費税の税率は、 <u>63分の17</u> とする。	第38条の17 地方消費税の税率は、 <u>78分の22</u> とする。